

I 背景と目的

1. 自転車利用ガイドライン策定の背景

近年、健康や環境志向の高まり、都心居住の進展による人口増加、東日本大震災を教訓とした交通機関のあり方、電動アシスト付自転車の普及など社会情勢の変化を背景に、従来の買い物や最寄駅までの通勤・通学利用など近距離の移動だけでなく、比較的長い距離の就業先直行型の自転車通勤や、健康増進のためのサイクリングなどの自転車利用のニーズが高まってきている。

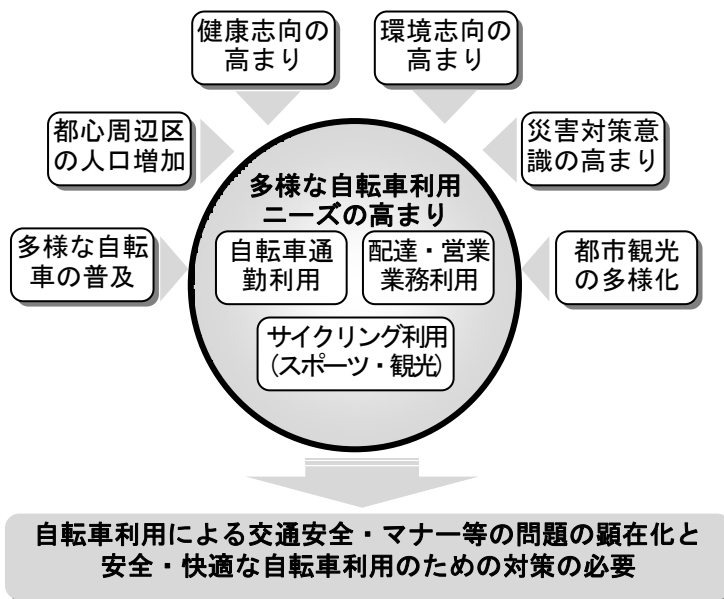
さらに、来訪者による都市観光においても、自転車で周遊しながら界わいの魅力を楽しむボタリングや自転車タクシーの利用など、自転車を利用した楽しみ方が広がりつつある。

また、企業においても、車両の保有・運行コストの低減や環境負荷の低減に有効な交通手段として自転車が見直され、物流や営業活動への活用も広がっている。

こうした自転車利用のニーズが増加する一方で、自転車走行や駐輪のルールやマナーを守らない交通安全上の問題が顕在化し、警察庁による自転車交通秩序実現に関する通達や、国土交通省・警察庁によるガイドラインが示されたところである。

区においては、こうした自転車利用におけるニーズの高まりや顕在化している問題を踏まえると、だれもが安全で快適に利用できる自転車環境づくりを進めていく必要があり、単に違法駐輪対策等にとどまらず、総合的な取組を進めていく必要がある。さらに、行政のみならず区民等や事業者、関係行政機関等、幅広い主体との連携によるハード・ソフト両面からの自転車利用に関する取組が必要となっている。

図 本ガイドラインの背景



2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、災害時や環境・健康面、都市観光の視点などから自転車利用が見直されている中で、安全で快適な自転車利用の環境づくりを推進するため、千代田区の地域特性を踏まえた自転車利用のあり方に関する総合的な指針として定めるものであり、千代田区第3次長期総合計画を実現するための自転車利用に関する道筋を明らかにするものである。

なお、取組の推進にあたっては、区、区民・事業者・各種団体、関係行政機関等の関係者間で、区における自転車利用環境づくりに関する総合的・計画的なビジョンを共有し、効果的に協力・連携していくための指針として活用する。

図 本ガイドラインの位置づけ

